



今月のテーマ **納付すべき源泉所得税から年末調整還付金が控除しきれない場合の処理**

毎年12月は年末調整の時期です。会社は従業員に代わって各従業員の所得税を計算し、その際従業員から預かり過ぎていた源泉所得税を還付することになります。その結果を踏まえて会社は税務署に源泉所得税を納めるのですが、納める源泉所得税よりも年末調整還付金が大きくなった場合の処理について実はよく知らない方もいらっしゃると思います。今回は納付すべき源泉所得税から年末調整還付金が控除しきれない場合の処理についてご紹介します。

1. 年末調整の概要

年末調整とは、いわばサラリーマンの所得税の確定申告です。本来、所得税の確定申告は個人が自身で計算し申告・納税するものですが、すべてのサラリーマンが個々に申告書を提出すると税務行政が大混雑してしまいます。そこで会社がサラリーマン本人に代わって所得税の計算を行って精算する年末調整という方法が採用されています。具体的には本人の年間の給与収入額に基づいて計算された納めるべき所得税額(A)と毎月の給与から源泉徴収されている所得税額の合計(B)との差額について精算します。(A) < (B)の場合は年末調整による還付金として本人に返却し、(A) > (B)の場合には不足分を本人から徴収します。

なお、サラリーマンであっても医療費控除やふるさと納税などの一定の寄付金控除、初年度の住宅ローン控除等の年末調整で対応できない控除を適用する場合には確定申告する必要があります。

2. 源泉所得税の納付

(1) 原則

給与や報酬等から源泉徴収した所得税を支払った月の翌月10日までに会社が納税します。

(2) 納期の特例

給与や報酬等から源泉徴収した所得税について、その年の1月から6月に源泉徴収した分を7月10日までに、その年の7月から12月に源泉徴収した分を翌年の1月20日までに会社が納税します。納期の特例を選択するためには[源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書](#)を所轄税務署に提出する必要があります。

3. 還付金の取扱い

(1) 預り金から控除

一般的に毎月の給与から源泉徴収した所得税額は預り金という勘定科目で負債の部に計上され、上記2のように納付されます。年末調整により発生した還付金は納付する際に預り金から控除することになります。下図の納期特例用の納付書を例に説明しますと、従業員へ支給した給与・賞与から源泉徴収した所得税額の合計額を①欄に記載します。年末調整により生じた本人に還付する税額を②欄に記載し、①から②を控除した金額を③欄と④欄に転記し、会社は④欄の税額を納付することになります。

国税庁 納付書 (納付書) 源泉所得税の納付書 (源泉所得税) (個人) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

納税額 32399 (0)5 渋谷 00031394 110 00646126

①欄: 源泉所得税の合計額 (32399)

②欄: 年末調整による還付金 (110)

③欄: 控除後の金額 (32399 - 110 = 32289)

④欄: 納付すべき金額 (32289)

(2) 控除しきれない場合

上記(1)のとおり還付する税額は源泉徴収した所得税額から控除することになりますが、②欄の金額が①欄よりも大きく控除しきれない金額が発生する場合も考えられます。その場合の手続き方法には次の2種類があります。

① 還付請求

所轄税務署に[源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書](#)を提出して控除できなかった金額の還付を受けます。

② 控除未済として繰越

控除することができなかった金額について、上図納付書の⑤欄に「年末調整未控除残高 xxx円」と記載して、次の源泉所得税の納税の際に⑥欄に記載して預り金から控除します。実務上はよく②の方法が使われます。